

# 平成22年度 学童保育所 入所案内

東大和市 子ども生活部 青少年課 育成係  
〒207-8585 東大和市中心3-930  
TEL 042(563)2111内線 1741

この案内は大切に保管してください

## 1. 学童保育所とは

学童保育所は、昼間留守家庭において、保護者の適切な監護を受けられない、小学校に就学している児童の安全確保・健全育成を図るために設置しています。

学童保育所では、一年間という期間の中で学年の異なる児童が集団を作り、あそびを中心としながら、その中で他人との関わり方や協力関係を身につけられるような運営を心がけています。

## 2. 入所の申請ができる方

### 1) お子さんの要件

#### 【住所】

市内に居住していること。

#### 【学年】

小学校第1学年から第3学年までの児童。

集団生活を営むことができ、かつ、自力で通所することができること。

ただし、心身に障害を有する児童は、第6学年までとなります。

※ここでいう障害の程度は、原則として「愛の手帳」4度、又は「身体障害者手帳」5級から7級及び同程度の方を対象としています。

### 2) 保護者の要件

保護者の方が、労働・疾病・障害・介護・出産・就学等の理由により昼間家庭においてお子さんの適切な監護に当たれない場合を対象としています。このうち労働による場合とは、月間13日以上で、1日当たり4時間以上の労働をされていることをいいます。また、下記の要件を満たす必要があります。(介護、就学等も同様です。)

◇第1学年 …勤務終了時間が午後2時30分以降であること。

◇第2学年 … // 午後3時以降であること。

◇第3学年以上… // 午後4時以降であること。

なお、育児休業取得中は、ここでいう労働にはあたりませんのでご注意ください。

詳しくは別表の「学童保育所入所基準表」をご覧ください。この基準指数の高い児童から順に入所決定を行います。

## 3. 入所申請にあたっての留意点

- ①保護者の状況が別表の「入所基準表」に該当しない場合は受付できません。
- ②育児休業取得中の方は、仕事に復帰する時点で申請を行ってください。
- ③記入内容についてお尋ねする場合がありますので、申請は必ず保護者の方が行ってください。郵送及び学童保育所での受付はできません。
- ④平成21年度に入所されている方も新たに申請が必要です。
- ⑤入所を希望できる期間は最長で平成23年3月31日までです。

#### 4. 入所申請期間

申請期間・締切日		入所選考方法
4月1日入所希望	<b>(当初申請)</b> 平成22年1月4日(月) ~ 平成22年1月15日(金)	期間内に提出された入所申請書から、学童保育所毎に入所基準指数の高い順に定員の範囲内で入所児童を決定します。
	<b>(随時申請)</b> ①1次締切 平成22年2月19日(金) ②2次締切 平成22年3月19日(金)	定員に満たない又は退所等で空きが発生した学童保育所について、選考を行います。 締切日までに申請されている方の中から(当初申請をされて保留になっている方を含む)入所基準指数の高い順に入所児童を決定します。 ※定員を超えた場合は保留扱いとなります。
5月以降入所希望	入所希望月の前月20日まで (20日が土日祝日の場合は、その前の平日まで) ※原則として、月の途中からの入所はできません。	定員に満たない又は退所等で空きが発生した学童保育所について、選考を行います。 4月1日入所希望申請保留分と新たに申請を受けた分をあわせて、入所基準指数の高い順に入所を決定します。 ※定員に空きがない場合は保留扱いとなります。

注：心身に障害を有する児童の、1つの学童保育所への入所児童数は4名までとなります。

#### 5. 入所申請書の受付

- 1) 提出場所 … 東大和市役所 子ども生活部 青少年課 育成係  
(市役所3階 4番窓口)
- 2) 受付時間 … 午前8時30分～午後5時  
 ※土・日曜日、国民の祝日を除く  
**★1月8日(金)及び13日(水)に限り**  
夜間受付を行います。  
 時間：午後5時30分～8時  
 場所：会議棟(市役所北側)会議室

## 6. 入所申請に必要な書類

入所の申し込みには、次の書類が必要です。(書類が揃っていないと受付できません。)

### 1) 学童保育所入所申請書(児童ごとに必要です)

- ① 学校名・学年は、新学年(平成22年4月現在)の状況を記入してください。
- ② 入所希望する学童保育所を、第3希望まで記入できます。
- ③ 保護者の状況は、父母それぞれご記入ください。

### 2) 添付書類

入所申請にあたっては、申請理由を証明できる書類を添付していただきます。以下に提出書類の一般的な例をあげておきます。

#### 【保護者分】

- ① 疾 病 … 医師の診断書など
- ② 障 害 … 身体障害者手帳又は療育手帳(愛の手帳)の写し
- ③ 災 害 … 罹災証明など
- ④ 労 働 … 勤務証明書又は自営業勤務申立書  
(1か月以内発行のもの・父母ともに必要です)
- ⑤ 介 護 … 医師の診断書など
- ⑥ 出 産 … 母子健康手帳等出産予定日を確認できる書類  
(出産の場合、申請できる期間は出産予定月の前後2ヶ月までです。)
- ⑦ ひとり親家庭 … 上記の証明書のほか、住民票等ひとり親世帯を確認できる書類(提出できないものは写し)

#### 【児童分】

- ① 兄弟姉妹で申請 … 健康保険証(兄弟姉妹分のもの)の写し・住民票等兄弟姉妹であることが確認できる書類の写し
- ② 心身に障害を有する児童 … 心身の障害の程度を証明できる書類(身体障害者手帳・愛の手帳の写し、医師の診断書など)

※兄弟姉妹で申請する場合の添付書類は1部で結構です。

## 7. 入所の決定

4月1日からの入所希望者で当初申請期間内に申請された方は、2月中旬頃に入所承認通知書又は保留通知書を送付します。

また、4月1日からの入所希望者で随時申請期間に申請された方及び5月以降入所希望の方は、決定次第随時（締切日からおよそ10日以内）入所承認通知書又は保留通知書を送付します。

※入所の決定後であっても、保護者の状況が申請時の内容と異なる場合、入所を取り消す場合があります。

## 8. 入所説明会（面接）

### 1) 4月入所

4月からの入所承認された方を対象に、3月上旬～中旬頃各学童保育所で面接を兼ねた入所説明会を予定しています。入所されるお子さんを同伴のうえご出席ください。詳しくは、お送りする入所承認通知書にてお知らせいたします。

なお、入所説明会（面接）を受けられない児童はお預かりすることができませんので、ご注意ください。

### 2) 5月以降入所

毎月20日以後に翌月分の入所を決定しますので、入所前に入所説明（面接）を受けていただきます。入所承認通知書が届きましたら、各学童保育所に連絡のうえ説明（面接）の日時を調整してください。

## 9. 保護者費用負担（育成料・間食費）

### 1) 育成料 … 月額4,500円

#### ※減免措置

- ①同一世帯第2子以降… 月額2,500円減額（入所申請書で確認）
- ②生活保護受給世帯… 事前の申請により免除
- ③生活困窮世帯… 事前の申請により免除
- ④疾病等による月の全日数休所… 事前の申請により免除

注：月をさかのぼっての減免はできませんので、必ず月毎の締切日までに申請してください。（入所承認通知書にお知らせを同封します。）

### 2) 間食費（おやつ代） … 月額1,500円

#### ※減免措置

- ①1月の開所日のうち13日以上連続で間食しないとき … 事前の申請により半額
- ②1月の開所日の全日数の間食をしないとき … 事前の申請により免除
- ③月の途中の入・退所の場合で、1月の開所日のうち13日以上連続で間食しないとき … 半額

#### ※お願い

育成料・間食費の滞納がある場合は、支払い方法や計画等について事前に青少年課に相談のうえ入所申請していただきますよう、お願いいたします。

## 10. 開所時間及び休所日

### 1) 開所時間

- ①小学校の授業日 … 学校終了後～午後6時
- ②夏休み等小学校の休業日 … 午前8時30分～午後6時
- ③土曜日 … 午前8時30分～午後6時

注：土曜日については、3日前の水曜日までに各学童保育所への登所の連絡が必要です。

### 2) 休所日

- ①日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
- ②児童の登所予定がない学童保育所での土曜日の午後

## 11. 学童保育所及び基準定員

学童保育所名	基準定員	場 所	電話番号	FAX 番号
第一クラブ	60人	奈良橋 4-600 (奈良橋市民センター内)	565-7373	562-3704
第二クラブ	40人	南街 5-32 (南街市民センター内)	564-6176	590-7010
第三クラブ	40人	清原 2-1 17号棟 (きよはら児童館内)	561-1180	565-6021
第四クラブ	60人	狭山 5-1054-1	564-2660	同 左
第五クラブ	60人	向原 3-10 16号棟 (向原市民センター内)	565-4140	563-1879
第六クラブ	40人	清原 2-1 17号棟 (きよはら児童館内)	564-9794	565-6021
第七クラブ	60人	芋窪 5-1183-1	565-4114	同 左
第八クラブ	60人	立野 3-1246-1	565-8003	同 左
第九クラブ	60人	蔵敷 2-546 (第九小学校敷地内)	564-9745	同 左
第十クラブ	60人	上北台 2-865-9 (上北台市民センター内)	565-1900	567-3365

注1：基準定員を超えた申請があった場合は、空きが出るまで保留となります。

注2：保留になった場合には、希望により定員に満たない他の学童保育所への入所が可能です。

## 12. 問合せ先

### 1) 通常の連絡（学童保育所と連絡の取れない場合）

学童保育所名	連絡児童館	電話番号	FAX 番号
第一・第四クラブ	ならはし児童館	562-3600	562-3704
第二クラブ	なんがい児童館	567-2441	590-7010
第三・第六クラブ	きよはら児童館	565-6021	565-6021
第五クラブ	むこうはら児童館	563-1858	563-1879
第七・第九・第十クラブ	かみきただい児童館	567-2884	567-3365
第八クラブ	さくらがおか児童館	567-2237	567-2238

### 2) 学童保育全般に関すること

子ども生活部 青少年課 育成係（市役所3階4番窓口）

電話番号 042-563-2111 内線1741

FAX番号 042-563-5931